

消防機器早わかり講座

放水型ヘッド等スプリンクラー設備

技術基準 [放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目](#)
(平成 8 年 8 月 19 日 消防庁告示第 6 号)

設置基準 [同上](#)
消防法施行規則第 13 条の 4



固定式ヘッド

1 概要

放水型ヘッド等スプリンクラー設備は、スプリンクラー設備の設置義務が生じる防火対象物又はその部分のうちで、床面から天井までの高さが 10m を超える部分（可燃物が大量に存し、消火困難と認められる部分にあっては 6m を超える部分）に設置することとされています。

具体的には、東京ドーム、幕張メッセ、東京国際フォーラム等のような大空間、高天井を有する建築物又はデパート等における採光、ゆとりある空間を目的とした吹き抜け部分の有効な初期の火災感知及び消火システムとして活用されています。

2 システムの構成

放水型ヘッド等スプリンクラー設備は、次の表に掲げる部分（放水部、感知部、制御部、手動操作部、受信部）のほか、制御弁、配管、加圧送水装置、水源等で構成されています。

放水部	加圧された水を放水するための部分。放水範囲が固定している固定式ヘッドと放水範囲が変えられる可動式ヘッドに分けられる。また、放水範囲内散水量及び有効放水範囲散水量により、それぞれ種別として小型ヘッドと大型ヘッドがある。（ 下図参照 ）
感知部	火災を感知する部分。放水部と分離しているものと一体となっているものがある。検定品の感知器などは感知部にあたる。
制御部	主要構成装置及び加圧送水装置の制御、連動、監視を行う部分。
手動操作部	防護区域の近傍に設置され状況を確認しながら放水でき、防災センターと同時通話が行える部分。
受信部	火災の発生した警戒区域及び放水区域が覚知できる表示をするとともに、警報を発する部分で、制御部と受信部が一体となっているものもある。

3 放水部（ヘッド）の区分

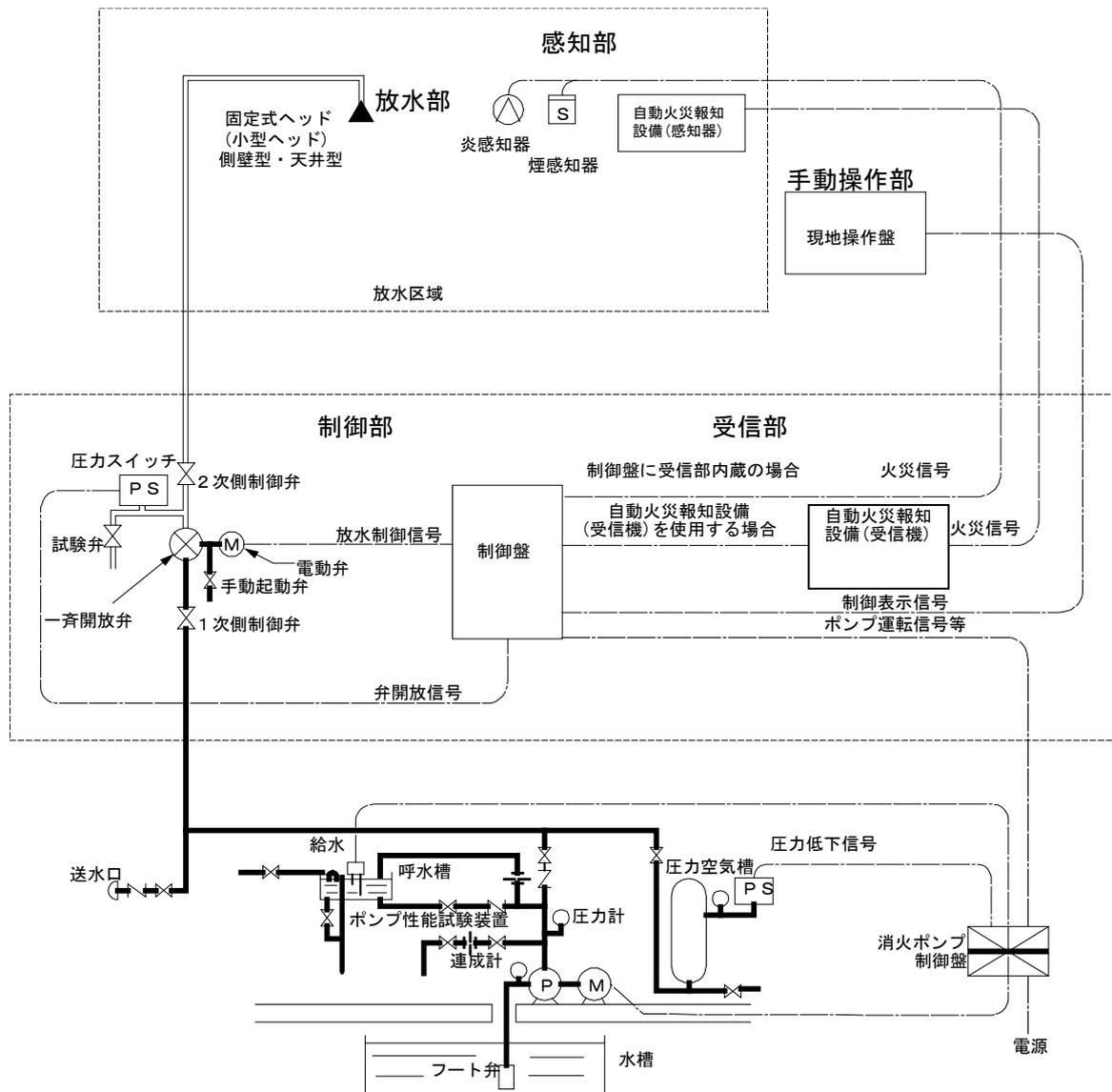
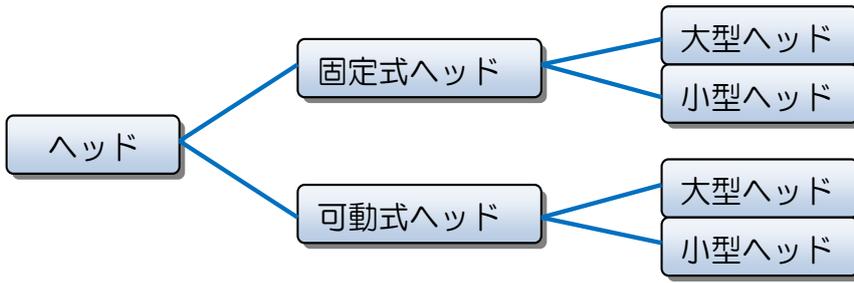


図1 固定式ヘッドを用いる場合のシステム構成例

4 総合評価、型式評価試験及び型式適合評価

総合評価、型式評価試験及び型式適合評価は、日本消防検定協会において実施しています。

5 総合評価

放水型ヘッド等スプリンクラー設備のシステム等の総合評価には、一号評価と二号評価があります。

一号評価	放水型ヘッド等 SP 設備自体に着目し、構成装置の機能、性能等の評価及び設置要件が一定となる設備について評価を行うもの。
二号評価	放水型ヘッド等 SP 設備が具体的な防火対象物の高天井部分に設置されていることを前提に、個々の防火対象物の放水型ヘッド等スプリンクラー設備に対して評価を行うもの。

6 型式評価試験及び型式適合評価

放水型ヘッド等スプリンクラー設備の主要構成装置は、型式評価試験及び型式適合評価を実施し、性能等の確認を行っています。

型式評価	主要構成装置である放水部、感知部、受信部、制御部及び手動操作部の性能等の評価を行い、一号評価に使用するものに関しては試験番号を付与します。
型式適合評価	試験番号が付された製品について、生産、出荷する場合において行う型式適合評価で、試験後確認の表示を貼付する。

認証区分
根拠条文
制度の概要

認定評価

消防法第 21 条の 36

日本消防検定協会に設置した「放水型ヘッド等スプリンクラー設備等総合評価委員会」において評価し、かつ、日本消防検定協会が行う型式評価試験及び型式適合評価に適合した場合、その旨の表示を付す。

<表示>

○ 試験番号

日本消防検定協会にて認定評価を行い、基準に適合している主要構成装置については、「アルファベット1文字 000」と表記されます。

○ 適合の表示

主要構成装置については、認定評価を実施し「適合」と判定された個々の製品について、右図のような適合の表示がシールにより表示されます。



認定評価適合の表示（シール）
（シールの大きさ:15mm×15mm 又はΦ8mm）